

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国において住民税均等割非課税世帯等を支援するものです。

対象：家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、
世帯全員が非課税世帯相当※となった世帯

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される年間給与収入限度額の目安は、単身世帯：97万円、扶養親族等1名：148万円）

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書を受理した日から
約4週間後が目安です。

給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**令和4年9月30日**までに**申請が必要**です。
- 申請書は市のホームページから印刷できるほか、帯広市臨時特別給付金窓口、社会福祉協議会、自立相談支援センターふらっとに置いてあります。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに帯広市の臨時特別給付金窓口へ、郵送でご提出ください。
- 相談、お問い合わせについては、下記コールセンターへお電話ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。


お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 土日含

帯広市
臨時特別給付金コールセンター

 **0155-65-4233**

受付時間 平日8:45~17:30